

神奈川県がん診療連携指定病院指定要綱

第1 目的

この要綱は、専門的ながん診療機能の充実を図るため、神奈川県がん診療連携指定病院（以下「指定病院」という。）を指定することにより、神奈川県におけるがん医療水準の向上を図るとともに、県民に安心かつ適切ながん医療を提供することを目的とする。

第2 指定病院の指定

- 1 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院の開設者（以下「開設者」という。）から、「神奈川県がん診療連携指定病院指定（指定更新）申請書（様式1）」の提出があり、別途定める「がん診療連携指定病院 新規指定書・指定更新書・現況報告書」の様式2（機能別）の指定要件のA（必須）項目をすべて満たす場合、指定病院として指定するものとする。
- 2 知事は、指定を行う場合、開設者に対し、「神奈川県がん診療連携指定病院指定書」（様式2）を交付する。
- 3 知事は、指定病院が指定要件を満たさないと判断されるとき又は開設者から申し出があったときは、指定を取り消すことができる。
- 4 指定病院の指定期間は、原則として4年とする。ただし、再指定を妨げない。
- 5 指定病院がその指定期間の満了前に「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」Iで規定するがん診療連携拠点病院、特定領域がん診療拠点病院又は地域がん診療病院の指定を受けたときは、その指定日をもって指定病院の指定は取り消す。

第3 現況報告

- 1 指定病院は、原則毎年10月末日までに、別途定める「がん診療連携指定病院 新規指定書・指定更新書・現況報告書」を知事あてに提出すること。ただし、第2の4の規定に基づき指定の更新を申請する場合は、この限りではない。
- 2 知事は、現況報告書の内容の全部又は一部について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

第4 他の医療機関との連携

指定病院は、地域のがん医療の質の向上を図るため、がん診療連携拠点病院その他の医療機関との連携に努めるものとする。

第5 神奈川県への協力

指定病院は、県が実施するがん対策の推進に関する取組みに協力するものとする。

第6 その他

この要綱は、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院、特定領域がん診療拠点病院及び地域がん診療病院には適用しない。

附則

この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年9月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

開設者

神奈川県がん診療連携指定病院指定（指定更新）申請書

神奈川県がん診療連携指定病院として指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 病院名

2 添付書類

(様式2)

が 疾 対 第 〇〇 号

神奈川県がん診療連携指定病院指定書

〇 〇 〇 〇 病 院

「神奈川県がん診療連携指定病院指定要綱」に基づき、神奈川県がん診療連携指定病院として指定する。

なお、指定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

神奈川県知事 〇 〇 〇 〇